

旭市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成29年 1月11日

旭市監査委員 木村 哲三

旭市監査委員 平野 哲也

旭市監査委員 林 俊介

平成 2 8 年度
定期監査報告書（12 月分）

旭市監査委員

平成 28 年度定期監査結果（12 月分）

第 1 監査対象及び監査実施年月日

監 査 対 象 課	監 査 実 施 年 月 日
教育委員会（庶務課、学校教育課、生涯学習課、体育振興課）	平成 28 年 12 月 21 日

第 2 監査の対象期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

第 3 監査の方法

平成 28 年度に執行中の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納管理、財産管理など）及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われ、住民福祉の増進のために効果をあげているかなどを主眼に、あらかじめ提出された資料に基づき関係職員の説明を聴取するとともに関連書類により監査した。

第 4 監査の概要及び結果

各課の監査の概要及び結果は、次のとおりである。

教 育 委 員 会

庶 務 課

1 監査の概要

（1）所管事務

教育委員会の会議に関する事務、総合教育会議に関する事務、地方教育費調査及び統計に関する事務、学校配当予算の経理に関する事務、教育財産の総括的管理に関する事務、学校施設の整備及び管理に関する事務等を行っている。

(2) 職員の配置状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

庶務課	8 人	班 名	職員数
課長 1 人		庶務班	2 人
副課長 1 人		施設班	4 人

(3) 予算の執行状況 (平成 28 年 10 月 31 日現在)

一般会計

(歳 入)

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算	対調定
	円	円	円	円	%	%
国庫支出金	123,084,000	45,659,000	0	45,659,000	0.0	0.0
諸 収 入	0	227	227	0	—	100.0
計	123,084,000	45,659,227	227	45,659,000	0.0	0.0

(歳 出)

款	予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執 行 率
	円	円	円	%
教 育 費	764,573,000	525,771,870	238,801,130	68.8

執行済額の主なもの

・ 小学校施設管理費	委託料	50,591,402 円
・ 小学校大規模改造事業 (繰越明許)	工事請負費	96,811,200 円
・ 中学校大規模改造事業	工事請負費	138,552,000 円

2 監査の結果

予算の執行及び事務処理状況は、おおむね適正であると認められた。

学 校 教 育 課

1 監査の概要

(1) 所管事務

学齢児童生徒の就学及び就学援助に関する事務、放課後児童クラブ運営事業に関する事務、育英資金に関する事務、学校保健及び学校安全に関する事務、学校給食施設設備の整備計画及び維持管理に関する事務、給食費の徴収に関する事務等を行っている。

(2) 職員の配置状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

学校教育課	21 人	班 名	職員数
課長 1 人		学務班	5 人
副課長 2 人		指導班	8 人
		給食班	5 人

※臨時職員を除く

(3) 予算の執行状況（平成 28 年 10 月 31 日現在）

一般会計

(歳 入)

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算	対調定
分担金及び負担金	円 269,417,000	円 128,532,218	円 100,926,147	円 27,606,071	% 37.5	% 78.5
国庫支出金	6,803,000	3,088,000	0	3,088,000	0.0	0.0
県支出金	622,000	0	0	0	0.0	0.0
財産収入	2,000	0	0	0	0.0	0.0
諸収入	38,105,000	26,695,727	20,616,844	6,078,883	54.1	77.2
計	314,949,000	158,315,945	121,542,991	36,772,954	38.6	76.8

収入済額の主なもの

- ・ 分担金及び負担金 学校給食費負担金 97,521,805 円
- ・ 諸収入 放課後児童クラブ受託料 18,943,000 円

(歳 出)

款	予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執 行 率
	円	円	円	%
民 生 費	92,087,000	44,974,965	47,112,035	48.8
教 育 費	877,256,000	602,074,337	275,181,663	68.6
計	969,343,000	647,049,302	322,293,698	66.8

執行済額の主なもの

- ・民生費 放課後児童クラブ運営事業 賃金 41,270,834 円
- ・教育費 第一学校給食センター運営費 需用費 84,129,650 円
- ・教育費 第一学校給食センター運営費 委託料 87,615,773 円

2 監査の結果

予算の執行及び事務処理状況は、おおむね適正であると認められた。

生涯学習課

1 監査の概要

(1) 所管事務

生涯学習の企画に関する事務、青少年健全育成事業に関する事務、社会教育関係団体の指導育成に関する事務、文化団体の育成及び文化活動の奨励に関する事務、文化財の保護に関する事務、公民館・図書館等の社会教育施設の管理運営に関する事務等を行っている。

(2) 職員の配置状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

生涯学習課	24 人	班 名	職員数
課長 1 人		社会教育班	5 人
副課長 2 人		文化振興班	5 人
		社会教育施設班	11 人

※臨時職員、嘱託、再任用職員を除く

(3) 予算の執行状況 (平成 28 年 10 月 31 日現在)

一般会計

(歳 入)

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算	対調定
使用料及び 手 数 料	円 4,449,000	円 2,822,250	円 2,581,550	円 240,700	% 58.0	% 91.5
国庫支出金	5,001,000	3,855,000	0	3,855,000	0.0	0.0
県 支 出 金	761,000	570,000	0	570,000	0.0	0.0
財 産 収 入	1,000	0	0	0	0.0	0.0
繰 入 金	4,201,000	0	0	0	0.0	0.0
諸 収 入	2,473,000	916,450	907,348	9,102	36.7	99.0
計	16,886,000	8,163,700	3,488,898	4,674,802	20.7	42.7

収入済額の主なもの

- ・使用料及び手数料 公民館使用料 1,070,700 円

(歳 出)

款	予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執 行 率
教 育 費	円 193,394,000	円 141,377,280	円 52,016,720	% 73.1

執行済額の主なもの

- ・青少年健全育成活動費 負担金補助及び交付金 8,155,400 円
- ・大原幽学遺跡史跡公園管理費 委託料 8,982,422 円
- ・海上キャンプ場運営事業 委託料 10,685,314 円

2 監査の結果

予算の執行及び事務処理状況は、おおむね適正であると認められた。

体 育 振 興 課

1 監査の概要

(1) 所管事務

社会体育の企画振興に関する事務、市民スポーツの普及及び奨励に関する事務、社会体育団体の指導育成に関する事務、社会体育施設の管理運営及び利用調整に関する事務等を行っている。

(2) 職員の配置状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

体育振興課	10 人	班 名	職員数
課長 1 人		体育振興班	4 人
副課長 1 人		体育施設班	4 人

※臨時職員を除く

(3) 予算の執行状況（平成 28 年 10 月 31 日現在）

一般会計

(歳 入)

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率	
					対予算	対調定
使用料及び 手 数 料	円 19,662,000	円 12,538,880	円 12,538,880	円 0	% 63.8	% 100.0
諸 収 入	1,962,000	205,178	201,947	3,231	10.3	98.4
計	21,624,000	12,744,058	12,740,827	3,231	58.9	99.9

収入済額の主なもの

- ・使用料及び手数料 体育館使用料 9,095,620 円
- ・使用料及び手数料 庭球場使用料 2,290,540 円

(歳 出)

款	予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執 行 率
教 育 費	円 241,093,000	円 197,053,503	円 44,039,497	% 81.7

執行済額の主なもの

- ・スポーツ振興事業 負担金補助及び交付金 21,772,000 円
- ・総合体育館管理費 需用費 26,580,100 円
- ・社会体育施設改修事業 工事請負費 79,704,000 円

2 監査の結果

予算の執行及び事務処理状況は、おおむね適正であると認められた。